

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」(答申) フォローアップ

参考資料

1. 社会資本の老朽化対策に関する国土交通省の主な取組P2
2. 民間資格の登録制度の創設について フォローアップP3
3. 社会資本メンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方法 フォローアップ P6
4. 市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して フォローアップP9
5. インフラ長寿命化計画(行動計画) フォローアップP12
6. 答申、3つの提言の概要P26

- 平成24年 7月25日 社会資本整備審議会・交通政策審議会に対し、国土交通大臣が「今後の維持管理・更新のあり方について」を諮問
- 7月31日 上記を受け、技術部会の下に「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置し、技術的な検討に着手
- 12月 2日 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故
- 平成25年 1月21日 社会資本の老朽化対策会議 設置
- 3月21日 社会資本の老朽化対策会議
○「社会資本の維持管理・更新について当面講ずべき措置」(工程表)決定
- 11月29日 政府全体の「インフラ長寿命化基本計画」決定
- 12月25日 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」 答申
- 平成26年 4月16日 「社会資本メンテナンス戦略小委員会(第2期)」において答申の施策の具体化に向けた検討に着手
- 5月21日 社会資本の老朽化対策会議
○「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」決定
- 8月22日 「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言:民間資格の登録制度の創設について」の公表
- 平成27年 2月27日 「社会資本メンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方法」の公表
「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」の公表
- 12月4日 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)のフォローアップ

- 技術者資格制度小委員会において、民間資格の登録制度の構築及び拡充の検討等を実施。
- 平成26年度に、技術者資格登録規程^(※)の制定により民間資格の登録制度を構築するとともに、維持管理分野50資格を登録。
- 平成27年度には、対象に新設分野も加え、新たに111資格を登録。平成28年度発注業務より活用予定。

技術者資格制度小委員会(H26.11設置)
(役割)・民間資格の登録制度の構築及び拡充の検討
・民間資格の評価に対する意見 等

※公共工事に関する調査及び設計等の
品質確保に資する技術者資格登録規程

平成26年度

平成26年11月28日

技術者資格登録規程^(※) 告示
※維持管理分野(点検・診断等)を対象

平成27年1月26日

第1回登録 50資格(維持管理分野)※公募期間H26.11~12月

平成27年度発注業務に活用中

平成27年度

平成27年10月26日

技術者資格登録規程 一部改正
※維持管理分野の施設拡充、新設分野(計画・調査・設計)も対象

平成28年2月24日

第2回登録111資格(維持管理分野49、新設分野62)※公募期間H27.10~12月

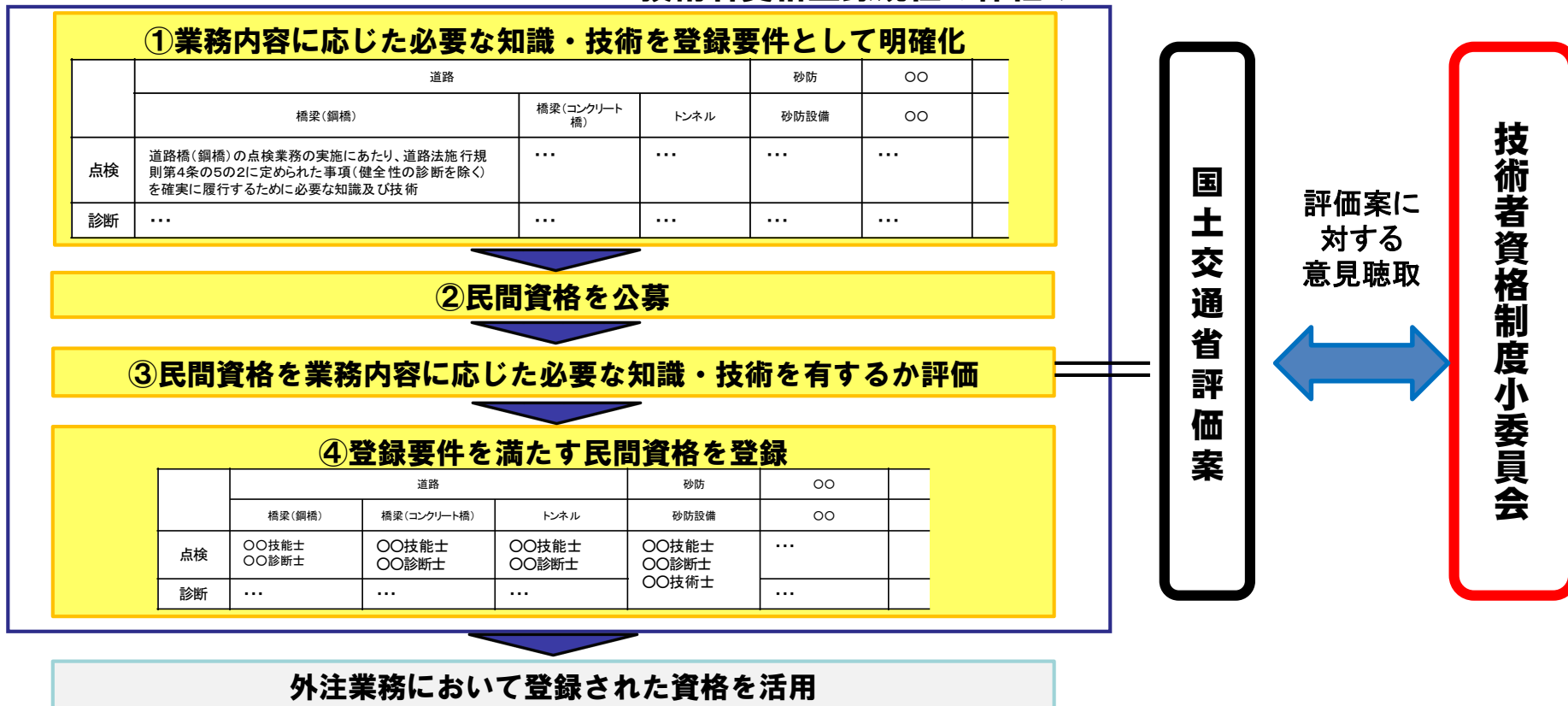
平成28年度発注業務から活用予定

民間資格の登録制度の仕組み

- 国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する制度。
- 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」として国土交通大臣が制定。

<民間資格の登録等のプロセス>

技術者資格登録規程の枠組み



○平成27年1月登録 維持管理分野(点検・診断等):50資格 → H27発注業務において活用中
 ○平成28年2月登録 維持管理分野(点検・診断等):49、新設分野(計画・調査・設計):62 計111
総計 延べ161資格登録 → H28発注業務より活用予定

●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数		
	H27.1	H28.2	計
土木機械設備 ※拡充	—	2	2
公園(遊具)	0	4	4
堤防・河道 ※拡充	—	0	0
下水道管路施設 ※拡充	—	1	1
砂防設備	1	1	2
地すべり防止施設	2	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	3
海岸堤防等	4	0	4
橋梁(鋼橋)	16	13	29
橋梁(コンクリート橋)	17	12	29
トンネル	5	13	18
港湾施設	4	0	4
空港施設	0	1	1
計	50	49	99

**維持管理分野(点検・診断等)
 登録資格数 延べ99資格**

●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27年度制定

施設等名	登録資格数 (H28.2)
地質・土質	9
建設環境	2
電気施設・通信施設・制御処理システム	1
建設機械	1
土木機械設備	1
都市計画及び地方計画	1
都市公園等	2
河川・ダム	2
下水道	1
砂防	2
地すべり対策	2
急傾斜地崩壊等対策	3
海岸	12
道路	3
橋梁	3
トンネル	2
港湾	14
空港	1
計	62

登録資格数 延べ161資格

平成27年2月に、社会資本の健全な状態を維持していくために必要である、メンテナンス情報の見える化、共有化について、今後の方向性と実施すべき具体的施策をとりまとめ。**具体的施策の取組状況を報告。**

ミッション1：現場のための正確な情報の把握・蓄積

- インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、全ての分野で着実に実施
- 国管理の施設については、全ての分野でデータベースの運用を開始

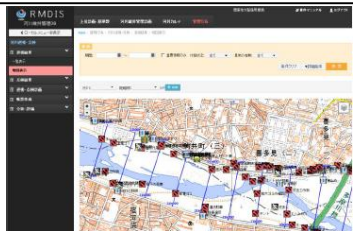
【河川維持管理データベース RMDIS】

タブレット端末を現地河川に携行して、巡視結果や点検内容を記録しデータベース化を図るとともに、評価・分析することで適切なタイミングで補修・更新を行うなど効率的な維持管理につなげる。

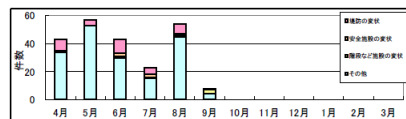
タブレットを用いた点検・巡視



巡視・点検結果のデータベース化

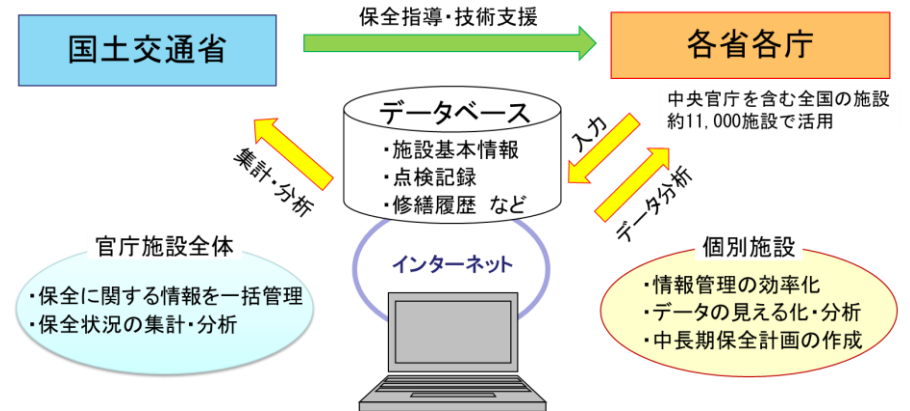


巡視結果の分析(堤防の状況)

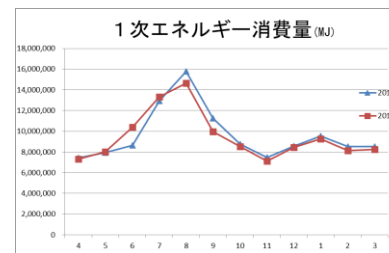


【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)】

国家機関の建築物を対象に保全情報を蓄積・分析するシステムを平成17年度から運用している。国土交通省は、入力された保全状況を把握・集計し、各省各庁に対する保全指導や技術支援に活用している。

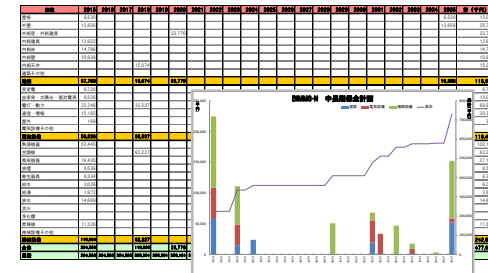


エネルギー消費量をグラフで見える化



グラフの例

中長期保全計画も容易に作成可能



平成27年2月に、社会資本の健全な状態を維持していくために必要である、メンテナンス情報の見える化、共有化について、今後の方向性と実施すべき具体的施策をとりまとめ。**具体的施策の取組状況を報告。**

ミッション2: 国民の理解と支援を得るための情報の見える化 / ミッション3: メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

施設の健全性等の集計情報の公表

- 全ての分野で定期的に点検を実施しており、平成26年度の点検実施状況を横断的に公表
- 道路、航路標識、官庁施設について点検結果の集計情報を公表

□点検実施状況(H26)の公表状況



凡例

- : 法定点検
- : 集計の初年度を示す
- : 集計年度を示す

棒グラフの数値

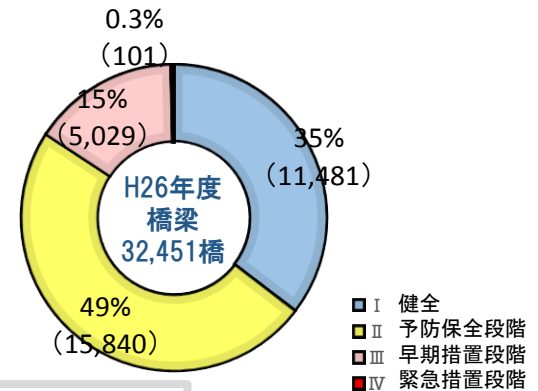
- 5年に1度: 集計の初年度の点検実施率
- 3年に1度: 集計の初年度から3年間の点検実施率
- 毎年: H26年度単年度の点検実施率
- その他: H26年度単年度の点検実施率

【集計の初年度:H26年度】(海岸堤防)
 ・集計の初年度の点検実施率

【集計の初年度:H25年度以前】(下水管路施設, 空港, 鉄道, 航路標識)
 ・集計の初年度~H26年度の点検実施率

□点検結果の集計情報の公表例(道路メンテナンス年報の例)

【市区町村の橋梁の点検結果(H26)】



具体的公表手段

国土交通白書(H27.6公表)

インフラ情報重点化5年間の点検実施状況を公表

インフラメンテナンス情報ポータルサイト(H27.9開設)

様々な社会資本に関する情報を容易に確認できるポータルサイトを開設

道路メンテナンス年報(H27.11公表)

橋梁、トンネル等の点検の実施状況や結果等を調査し、個別施設の点検結果も含め、「道路メンテナンス年報」として公表

※1 道路法に規定する道路における橋梁。点検対象総数723,495橋(平成26年12月31日時点)
 ※2 道路法に規定する道路におけるトンネル。点検対象総数10,878箇所(平成26年12月31日時点)
 ※3 主要な港湾施設(係留施設、外郭施設(防波堤のみ)、臨港交通施設)に限る。点検対象総数約28,000施設。
 ※4 建築基準法に基づく点検(敷地・構造に限る)の対象施設。点検対象施設を有する608(被災3県及び県下市町村を除く)事業主体の実施状況。
 ※5 建築基準法等に基づく点検(敷地・構造に限る)の対象施設。点検対象総数5,255施設。
 ※6 河川堤防を除く河川管理施設(可動堰、閘門、水門、揚排水機場の取排水口、樋門・樋管、陸閘等)。点検対象総数22,176施設。
 ※7 河川管理施設のダム。点検対象総数551施設。
 ※8 砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)について、流域特性や施設の重要性に応じて必要な定期巡回点検を実施した直轄砂防事業施工箇所及び都道府県の割合。直轄砂防事業施工箇所47箇所及び47都道府県。

※9 遊具が設置されている都市公園。点検対象公園数74,742箇所。
 ※10 長寿命化計画策定対象の地区海岸の海岸堤防等(堤防・護岸・胸壁)。点検対象延長約5,600km。
 ※11 航路標識(灯台、灯標等)の鉄筋コンクリート造に限る。点検対象総数2,400基。(平成35年度までに完了予定)
 ※12 平成24年度末現在において布設後50年以上経過した管きよ。点検対象延長約8,700km。
 ※13 空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)に限る。点検対象空港等数114施設。
 ※14 技術基準省令(平成13年度施行)に基づき定期検査を実施している鉄道構造物等。点検対象総数180事業者。

平成27年2月に、社会資本の健全な状態を維持していくために必要である、メンテナンス情報の見える化、共有化について、今後の方向性と実施すべき具体的施策をとりまとめ。**具体的施策の取組状況を報告。**

施策の実現に向け併せて実施すべき事項

インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置・表彰制度の創設

- インフラメンテナンス産業の育成・活性化のため、産学官が総力を挙げて取り組むプラットフォーム
- 民間の新技术の掘り起こし、多様な業種からの新規参入促進、メンテナンスの理念普及等を目的

H27年度

意見交換会を実施し、国民会議の構想の明確化、制度設計を行う

H28年度

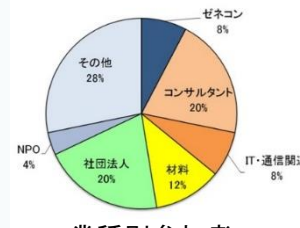
「インフラメンテナンス国民会議（仮称）」を設立

国民会議設立に向けた意見交換会

○平成27年11月末～12月中旬 計4回開催

○参加者

- ・計78者が参加
- ・ゼネコン、コンサル、IT・通信、材料、NPO など



意見交換会の様子

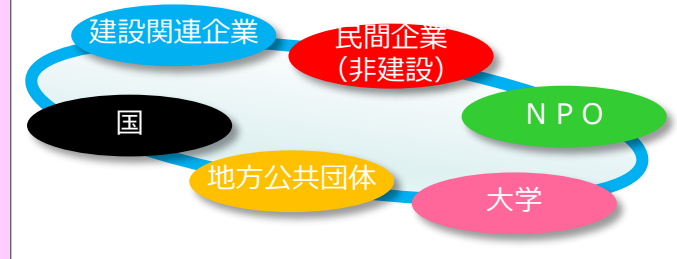
○主な意見

- ・異業種間の技術交流の活性化
- ・地域の銀行、IT業界の参画など、新たなビジネスモデルの検討・普及
- ・表彰制度の創設や重要性を周知する取組
- ・今後の地域産業として有望
- ・資格の活用促進や人材育成のための取組
- ・現場の最前線の施工技術者が交流
- ・グッドプラクティスを集め、集積

第1回 インフラメンテナンス国民会議（仮称）

- (1) 技術のオープンイノベーション
- (2) 新たなビジネスの構築・普及
- (3) 技術者の交流・研鑽
- (4) 国民への啓発
- (5) 表彰制度の創設
- (6) 技術アドバイザーの派遣

■インフラメンテナンス国民会議（仮称）概念図



平成27年2月に、市町村が施設管理者としての責務を果たすための、持続的な維持管理体制の確立に向けて、国、都道府県等による市町村支援の今後の方向性と具体的施策をとりまとめ、**具体的施策の取組状況を報告。**

(1) 市町村の体制強化

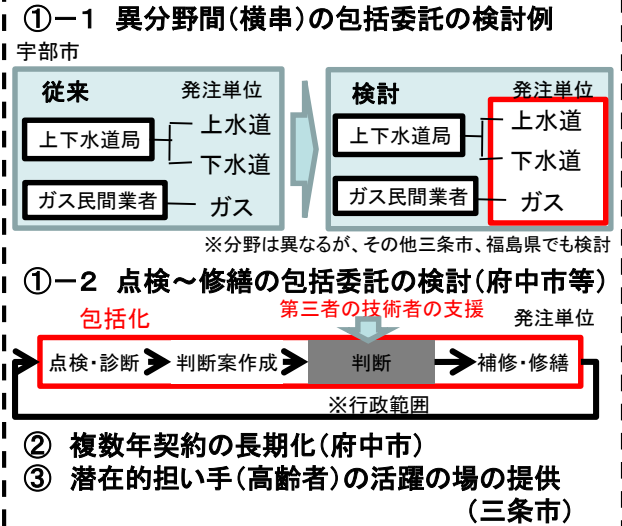
1) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用

・民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら**複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり包括的に民間に委託する手法について、地方公共団体と協力して具体的な検討を実施**

維持管理における包括委託の実施を目指す市町村等において具体的に検討

三条市	府中市	宇部市	福島県
<p>地域維持型社会 インフラ包括的民間委託</p> <p>【分野】道路、上下水道、農道、公園、法定外公共物 【対象】日常業務、緊急対応を含む広範な業務 【その他】 ・長期的な外部委託 ・高齢者による有償ボランティア制度の構築</p>	<p>道路施設等包括管理</p> <p>【分野】道路、公園緑地 【対象】日常業務、緊急対応を含む広範な業務 【その他】 ・H26～28 道路等包括管理事業(パイロット事業) ・インフラ管理ボランティア制度の構築</p>	<p>上下水道事業と民営ガス事業の連携による包括的管理</p> <p>【分野】上下水道、ガス 【対象】処理場等再構築事業、管路更新事業、顧客サービス業務 【その他】 ・ガス事業者(民間)との連携 ・利用料優遇制度等の検討</p>	<p>公共施設の包括的維持管理</p> <p>【分野】道路、河川、砂防、公園、除雪 【対象】日常業務等の広範な業務 【その他】 ・マネジメント業務の外部委託 ・単価・総価契約の合冊契約</p>

実施した検討の方向性



2) 技術者派遣の仕組みの構築

・技術者派遣における対象の業務、派遣方法の検討のため、**秋田県大仙市への派遣の試行およびヒアリングを実施**

3) 共同処理体制の促進

・本年度の下水道法改正により、**下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設**

○市町村、都道府県等が、下水汚泥処理の共同化、維持管理業務の一括発注等について検討する場として法定化。

○下水道事業の広域化・共同化を促進し、自治体の下水道事業の執行体制を強化。

<条文抜粋:下水道法> 第三十一条の四

二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

(2) 国や都道府県等による技術的支援

1) 体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築

・関係機関の連携により課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、国、地方公共団体等の施設管理者が一堂に会する**メンテナンス会議を道路分野に加え、港湾及び空港分野で開催**

【道路分野】

「道路メンテナンス会議」

○平成26年7月に全都道府県に設置し、年3回程度開催。

《実施事項》

- ①点検業務の発注支援
(地域一括発注等)
- ②点検・措置状況の集約・評価・公表
- ③技術的な相談対応
- ④研修・基準類の説明会 等



会議状況
(平成26年5月28日 宮崎県メンテナンス会議)

【港湾分野】

「港湾等メンテナンス会議」

○平成27年より年1回以上を目標に、各ブロック毎で開催。

《実施事項》

- ①維持管理状況の把握
- ②維持管理体制の確保に向けた検討
- ③港湾施設等の維持管理に関する情報共有 等



開催状況
(平成27年3月25日 北陸地方整備局
港湾等メンテナンス会議)

【空港分野】

「空港施設メンテナンスブロック会議」

○平成27年9月7日に、東京空港事務所にて第1回目を開催。

《実施事項》

- ①点検等の情報を共有
- ②維持管理に係る課題解決に向けた連携・支援を推進 等



会議状況
(平成27年9月7日 東京空港事務所にて)

(2) 国や都道府県等による技術的支援

2) 点検・診断、補修・修繕に関する技術的支援

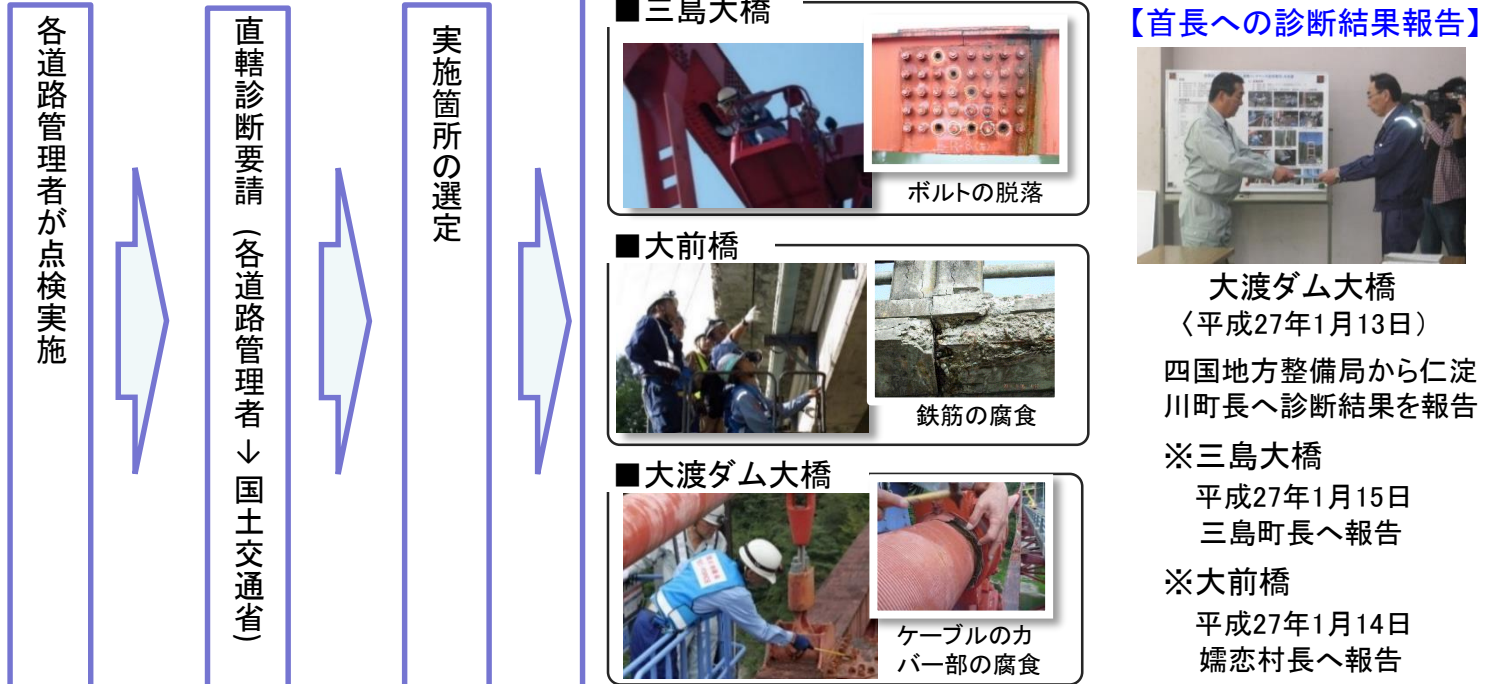
・地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に対する「直轄診断※」を平成26年度から実施し、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成27年度より修繕代行事業等を実施

※地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なものに限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

■ 直轄診断実施橋梁等

平成26年度			平成27年度		
三島大橋 所在地: 福島県三島町 路線: 町道 宮下・名入線 橋種: 綱ア一十橋 橋長: 131m 建設年: 昭和50年	大前橋 所在地: 群馬県嬬恋村 路線: 村道 大前細原線 橋種: PC橋 橋長: 73m 建設年: 昭和33年	大渡ダム大橋 所在地: 高知県仁淀川町 路線: 町道 仁淀吾川線 橋種: 吊り橋 橋長: 444m 建設年: 昭和58年	猿飼橋 所在地: 奈良県十津川村 路線: 村道 平谷竹筒線 橋種: 綱ランガ一桁橋 橋長: 138m 建設年: 昭和49年	呼子大橋 所在地: 佐賀県唐津町 路線: 市道 呼子大橋線 橋種: 箱桁橋・斜張橋 橋長: 728m 建設年: 平成元年	沼尾シェッド 所在地: 福島県下郷町 路線: 町道 沼尾線 延長: 189m 幅員: 4m 建設年: 昭和33年頃

■ 直轄診断の流れ(平成26年度直轄診断実施橋梁)



《措置》

直轄診断の結果等を踏まえ、各道路管理者が措置方針を決定

- 三島大橋(三島町)
- 大渡ダム大橋(仁淀川町)

⇒修繕代行事業

- 大前橋(嬬恋村)

⇒大規模修繕・更新補助事業

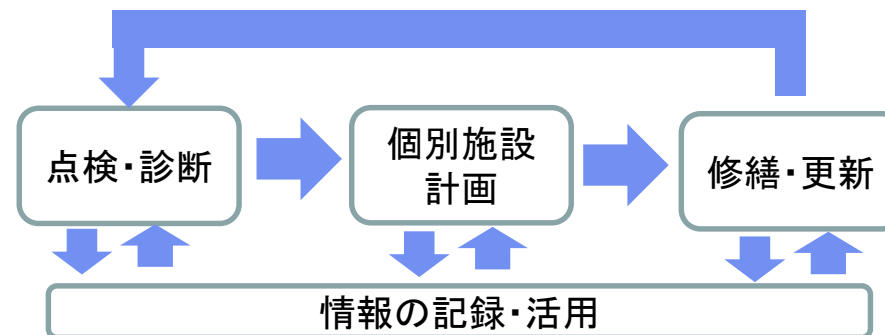
いずれもH27年度事業着手

- 平成26年5月に策定した行動計画の進捗状況を取りまとめて公表(平成27年12月)
- 全府省庁で初めて、メンテナンスサイクルの取組状況を「見える化」

- ・点検・修繕 …… 昨年度までに基準を改定し、それらに基づいた点検を開始。
点検の結果を踏まえ、順次修繕を実施。
- ・個別施設計画 …… 本行動計画で初めて個別施設計画を策定することとなった施設も含めて、平成32年度までに全て策定すべく取組中。
- ・新技術の開発・導入 …… 一部の技術は既に現場導入済み。現場実証の結果、有用性が確認された技術については、来年度以降の現場導入を順次検討予定。

※メンテナンスサイクル

個別施設計画を核とした、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用の実施



(1)点検の実施と修繕①

- 基準等の見直しを概ね完了し、順次、点検・修繕を実施中。
- 今後とも、対象施設の点検等を着実に進める。

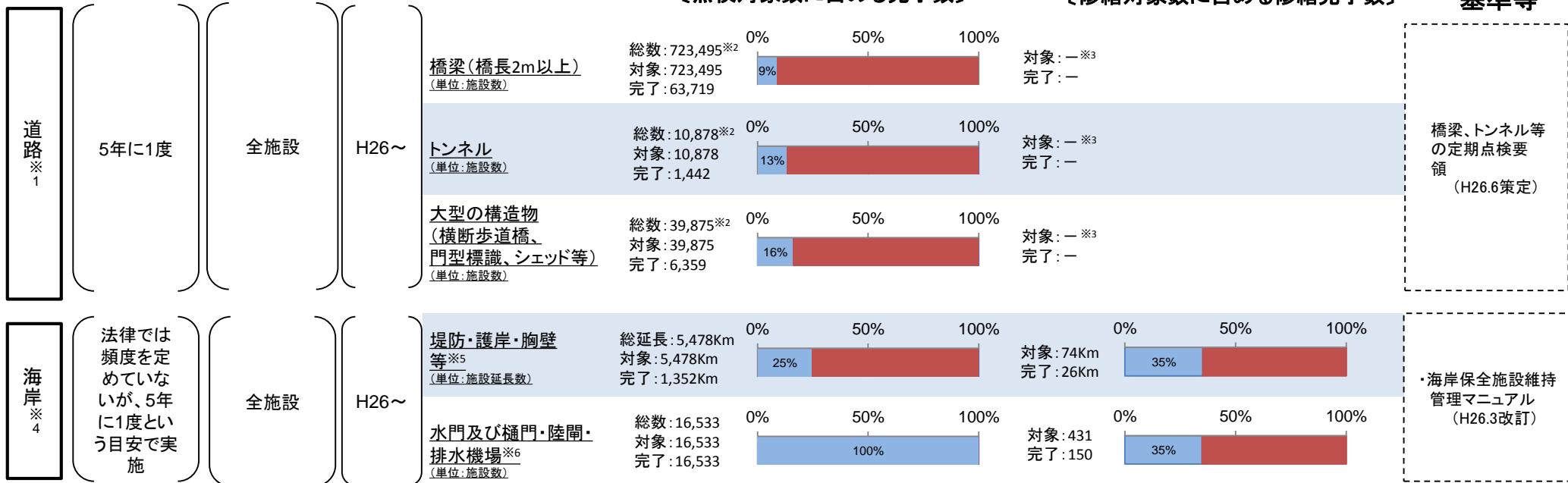
■点検と修繕の進捗状況(H27年3月末時点)

〔定期点検の実施頻度〕〔対象施設の考え方〕〔集計の初年度〕

〔点検対象数に占める完了数〕

〔修繕対象数に占める修繕完了数〕

■点検の基準等



※1 毎年母数が変わる(新設・移管等)ため約数とする
地方公共団体別の点検完了施設数を集計中であり、今後修正があり得る
※2 H27.6末時点
※3 H26.6策定の定期点検要領に基づく点検・診断結果を踏まえた修繕実施状況を整理しているところ
※4 国土交通省所管海岸のみ対象
一部事務組合、港務局を含む
※5 突堤、離岸堤、砂浜については調査中であるため、今回の数値には含まれていない
※6 統廃合等により、今後数値が変わる可能性がある。

■ 点検完了 ■ 点検未了

■ 修繕完了 ■ 修繕未了

(1)点検の実施と修繕②

■点検と修繕の進捗状況(H27年3月末時点)

〔 定期点検の
実施頻度 〕 〔 対象施設の
考え方 〕 〔 集計の
初年度 〕

港湾※7(一部調査中)※8

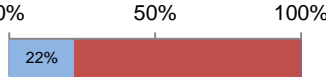
5年に1度

技術基準
対象施設

H26~

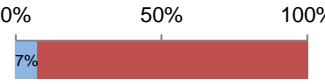
係留施設
(単位:施設数)

総数:13,839
対象:13,645
完了:3,035



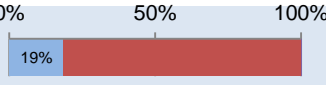
〔修繕対象数に占める修繕完了数〕

対象:3,456
完了:252※9

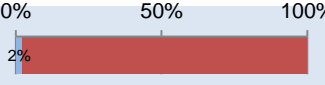


外郭施設
(単位:施設数)

総数:21,037
対象:19,946
完了:3,691

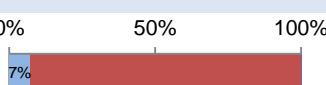


対象:2,514
完了:59※9

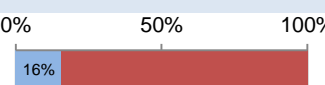


臨港交通施設
(単位:施設数)

総数:8,498
対象:8,300
完了:591

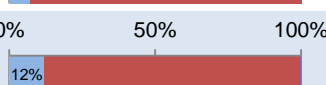


対象:540
完了:84※9

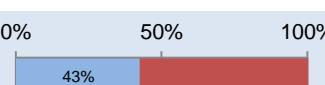


廃棄物埋立護岸
(単位:施設数)

総数:238
対象:229
完了:27

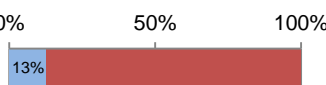


対象:7
完了:3※9

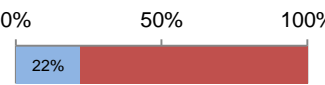


その他(水域施設、
荷さばき施設、旅客乗降用
固定施設、保管施設、船舶
役務用施設、海浜、緑地、
広場、移動式旅客乗降用
施設)(単位:施設数)

総数:16,012
対象:15,194
完了:1,956

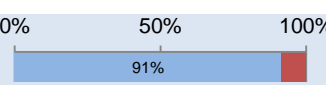


対象:592
完了:131※9

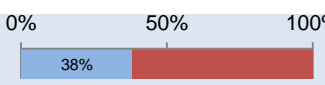


公営住宅※10
(単位:事業主体数)

総数:1,552
対象:606
完了:554

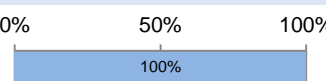


対象:472
完了:180

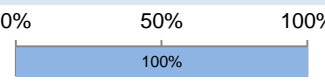


UR賃貸住宅
(単位:棟数)

総数:16,207
対象:7,524
完了:7,524

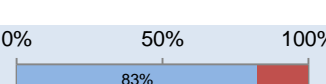


対象:5,492
完了:5,492

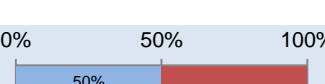


庁舎等
(単位:施設数)

総数:9,115
対象:5,255
完了:4,342

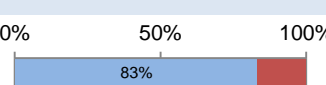


対象:4※12
完了:2

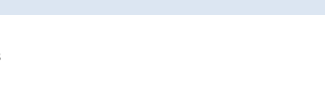


宿舍
(単位:施設数)

総数:4,883
対象:3,265
完了:2,721



対象:—※13
完了:—



■点検の 基準等

・港湾の施設の点検
診断ガイドライン
(H26.7策定)
・特定技術基準対象
施設に関する報告
の徴収及び立入検
査等のガイドライン
(H26.7策定)

・平成20年国土交通省
告示第282号

・事業主体(UR)独自
のマニュアル等
(H26.3改訂)

・平成20年国土交通省
告示第282号及び
第1350号

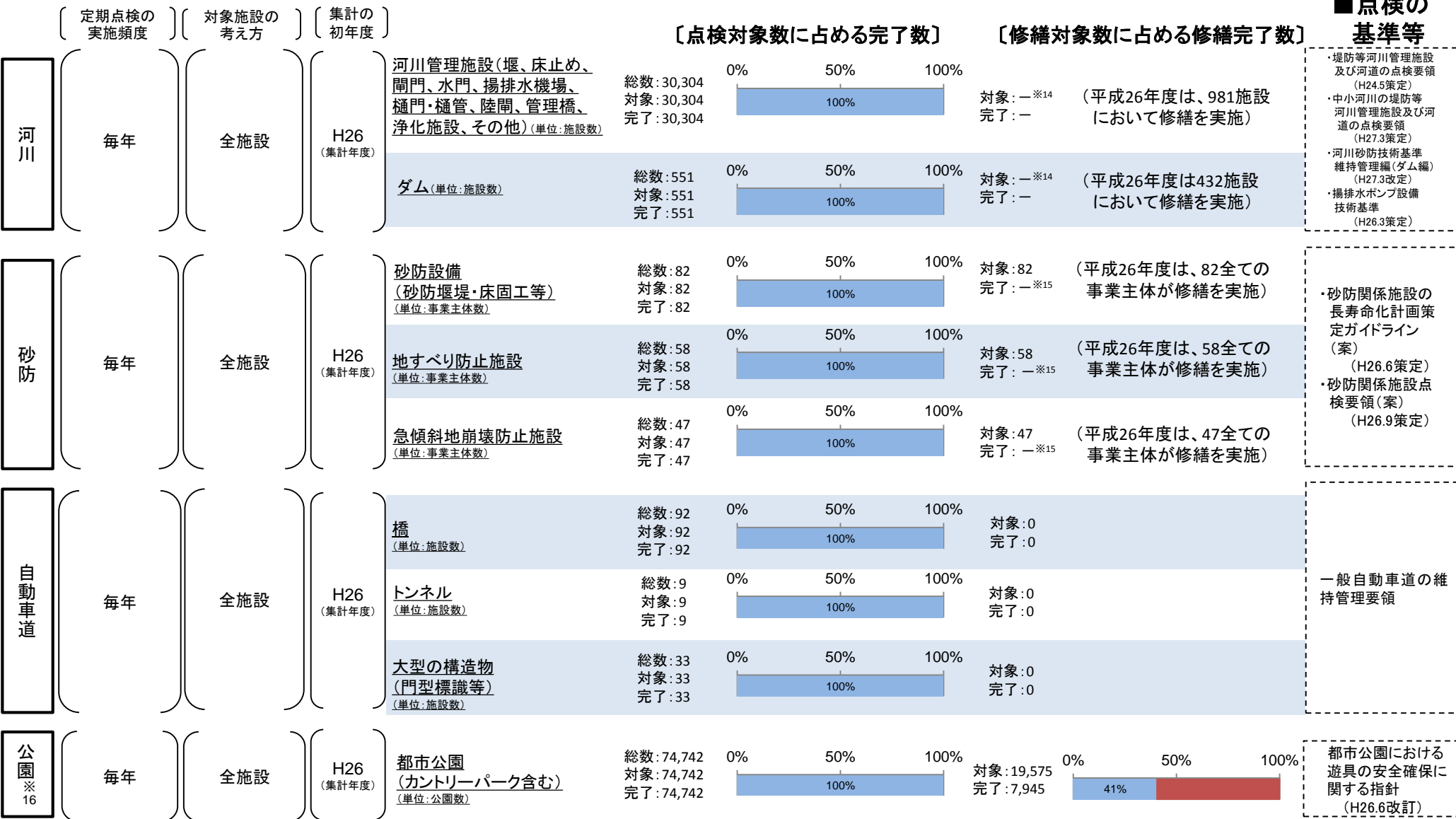
■ 点検完了 ■ 点検未了

■ 修繕完了 ■ 修繕未了

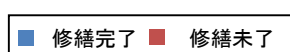
※7 一部事務組合、港湾局を含む
※8 民間企業等の所有する施設については、現在調査中であり、今後のフォローアップにて記載予定
※9 立入禁止等による応急措置を含む
※10 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)及び県下市町村を除く公営住宅を管理する地方公共団体が対象
※11 H26年3月末時点
※12 長寿命化庁舎(築後30年以上経過した合同庁舎のうち、長寿命化を図るべきもの)148施設のうち、「外壁が著しく劣化」している施設
※13 宿舍の修繕は各省各庁が実施しており、点検結果から修繕対象を設定するものではない

(1)点検の実施と修繕③

■点検と修繕の進捗状況(H27年3月末時点)

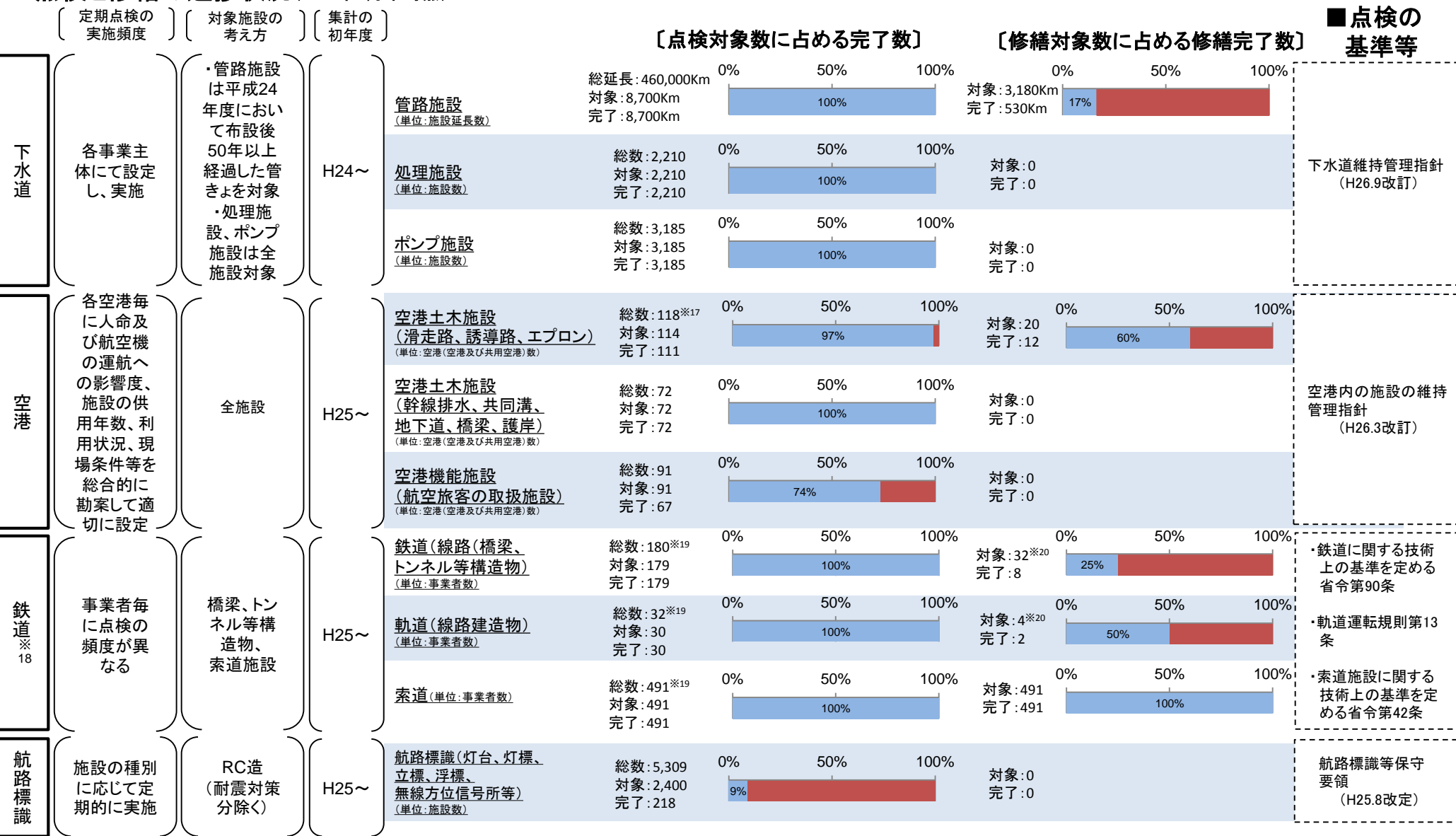


※14 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施しているため
 ※15 事業主体単位では、対応が必要となった箇所を随時修繕しているため
 ※16 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象



(1)点検の実施と修繕④

■点検と修繕の進捗状況(H27年3月末時点)



※17 公共用の空港及びヘリポートのうち、空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)は、供用休止等をしている4空港を除く空港が対象。
 ※18 公営等を含む鉄道事業者
 ※19 点検については法令において義務付けられている
 ※20 修繕対象の橋梁、トンネル等構造物(修繕中を含む)を有する事業者数



(2) 基準類の整備

- 多くの分野でこれまでに得られた知見等を踏まえ、基準等の見直しを概ね完了。
- 新たな基準、マニュアルによる点検・診断等を開始。

■ 基準類の整備状況 (H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定			
		①局内・庁内検討	②検討委員会等開催	③内容とりまとめ	④公表・周知
道路	橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を策定	完了	完了	完了	完了
河川	中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検要領を策定	完了	完了	完了	完了
	ダム・堰施設技術基準、及び揚排水ポンプ設備技術基準を改定	完了	完了	完了	完了
ダム	河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)の策定	完了	完了	完了	完了
砂防	『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を策定	完了	完了	完了	完了
	『砂防関係施設点検要領(案)』を策定	完了	完了	完了	完了
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂	完了	完了	完了	完了
	「海岸法の一部を改正する法律等」により、海岸保全施設に関する維持・修繕の責務の明確化、維持又は修繕の技術的基準を定める	完了	完了	完了	完了
下水道	下水道維持管理指針の改訂	完了	完了	完了	完了
港湾	「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の策定	完了	完了	完了	完了
	「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」の策定	完了	完了	完了	完了
空港	空港土木施設管理規程の改訂	完了	完了	完了	完了
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準等の検証のとりまとめ	完了	完了	完了	完了
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂	完了	完了	平成27年度中	
航路標識	劣化診断マニュアルの策定、本格導入	完了	完了	平成27年度中	平成28年度中
公園	公園施設の安全点検に係る指針(案)の策定	完了	完了	完了	完了
	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)の改定	完了	完了	完了	完了
公営住宅 UR住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂	完了	完了	平成27年度中	
	事業主体(UR)独自のマニュアル等の改訂	完了	完了	完了	完了
観測施設 (測量標)	「電子基準点現地調査作業要領」及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領」の見直し	完了	完了	完了	完了

(3) 情報基盤の整備と活用①

○H26年度からデータベースの運用を開始しており、全ての分野で着実に実施。

■ 既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況(H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①局内・庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新	
道路 (橋梁)	橋梁について、国土交通省及び地公体の施設を対象に、「全国道路橋データベース」を試行	→					
道路	点検要領に基づく内容を蓄積するデータベースを構築	→			平成27年度中	平成28年度以降	
河川	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築	→					
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	平成27年度中				*	
ダム	国交省が管理する施設を対象にデータベースを構築	→					
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	平成27年度中				平成28年度以降	
砂防	国交省が施工管理する施設を対象にデータベースを構築	→					
	地公体が管理する施設のデータベース化を検討	→			*		
海岸	海岸管理者の施設を対象にデータベースを構築	→			平成27年度中	検討中	
下水道	地公体が管理する施設を対象に下水道施設情報システムを構築	→			平成27年度中	平成28年度中	継続的にデータ蓄積・分析
	システム構築、地方自治体データの電子化促進	→			平成27年度中	平成28年度中	継続的にデータ蓄積・分析
港湾	国有港湾施設を対象に、データベースを構築	→					
	国有港湾施設のデータベースに港湾管理者の施設を追加	→			平成27年度中	平成28年度以降	
空港	「空港施設CALSシステム」を構築	→					
	「空港舗装巡回等点検システム」を全ての国管理空港に導入	→					
	「運用・信頼性管理装置」を活用したデータベースを構築(無線施設)	→					

※ ②システム設計、③システム構築、④運用、⑤データ拡充・更新は、調査検討結果に基づき地方公共団体が実施

(3) 情報基盤の整備と活用②

■ 既存データベースの改善等・新規データベースの構築の状況 (H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定				
		①局内・庁内検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・更新
鉄道	中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、データベースを構築、情報を蓄積	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
自動車道	自動車道事業者の施設を対象にデータベースを構築	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
航路標識	データベースを構築、情報を蓄積	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
公園	国交省が管理する施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]			平成27年度中	継続的にデータ蓄積・分析
	地公体が管理する施設の共通のデータベースのあり方について、調査検討	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]	平成28年度中		平成29年度中	継続的にデータ蓄積・分析
公営住宅 UR住宅	地公体が管理する施設のデータベースについて共通的な事項やあり方を調査検討	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]	※			
	URにおいて、共通のデータベースを構築	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
官庁施設	全ての官庁施設を対象とし、データベース(官庁施設情報管理システム(BIM MS-N))に情報を蓄積	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
観測施設 (測量標)	国土地理院の施設を対象に、「電子基準点属性データ」及び「験潮場の情報」を構築し、情報を蓄積(測量標)	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
観測施設 (気象レーダー施設)	気象庁の施設を対象に、データベースを構築し、情報を蓄積	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				
横断的施策	社会資本情報プラットフォームのシステム検討、構築プロトタイプ部分の運用・評価	[進捗状況: ①局内・庁内検討完了]				

(4)個別施設計画の策定・推進①

- 交付金等による支援により、個別施設計画の策定を推進中であり、平成32年度までに策定予定。
- 維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図るため、個別施設計画において、維持管理・更新等に係るコストを算定することを推進。そのプロセスを通じて、ライフサイクルコストの算定方法や長寿命化による効果の把握に向けた検討を進める。

■個別施設計画の策定状況(平成27年3月末時点)

凡例: 「当面講ずべき措置」策定時に、計画の策定推進が位置付けられていた施設
 行動計画において、新たに計画の策定の対象となった施設

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)	—	—	—	—	—※1
	トンネル	—	—	—	—	—※1
	大型の構造物	—	—	—	—	—※1
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	13,859	13,859	11,682	100%	84%
	ダム(単位:施設数)	551	550	144	99%	26%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	93	93	27	100%	29%
海岸	堤防・護岸・胸壁等※2(単位:地区海岸数)	5,126	4,876	42	95%	1%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,472	345	309	23%	90%
港湾 (一部調査中) ※3	係留施設※4(単位:施設数)	13,839	13,645	12,692	99%	93%
	外郭施設※4(単位:施設数)	21,037	19,946	11,232	95%	56%
	臨港交通施設※4(単位:施設数)	8,498	8,300	3,711	98%	45%
	廃棄物埋立護岸※4(単位:施設数)	238	229	60	96%	26%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)※4(単位:施設数)	16,012	15,180	4,079	95%	27%

※1 これまでも、国土交通省及び地方公共団体等において、橋梁の長寿命化修繕計画等を策定し、計画的な点検・修繕を実施しているところ
 現在、橋梁(約72万橋)・トンネル(約1万本)等の道路施設について、個別施設計画の策定に向け調整中。橋長15m以上の橋梁のうち約17万橋[H26.4.1時点]については策定済み

※2 国土交通省所管海岸のみ対象。一部事務組合、港務局を含む

なお、突堤、離岸堤、砂浜、水門及び樋門、陸門、排水機場については、予防保全の効果を確認中であるため、今回の数値には含まれていない

※3 民間企業等の所有する施設については、現在調査中であり、今後のフォローアップにて記載予定

※4 一部事務組合を含む、港務局を含む

(4)個別施設計画の策定・推進②

■個別施設計画の策定状況(平成27年3月末時点)

凡例: 「当面講ずべき措置」策定時に、計画の策定推進が位置付けられていた施設
 行動計画において、新たに計画の策定の対象となった施設

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	118	114	114	97%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	118	72	0	61%	0%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	118	91	50	77%	55%
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	180	179	177	99%	99%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	32	30	30	94%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	0	100%	0%
	トンネル(単位:施設数)	9	9	0	100%	0%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	33	33	0	100%	0%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,309	5,309	5,309	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	16	100%	94%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	549	100%	77%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,676	1,676	1,445	100%	86%
	UR賃貸住宅(単位:棟数)	16,207	16,207	16,207	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数 ^{※5})	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	9,115	2,675 ^{※6}	1,163	29%	43%
	宿舍(単位:施設数)	4,883	1,463 ^{※6}	584	30%	40%

※5 管理戸数1,000戸以上

※6 各省各庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数
 (行動計画は18機関のうち7機関で策定済)

(5)新技術の開発・導入①

- 多くの分野で現場の実証を開始し、着実に推進。
- 一部の技術では、既に現場での実証を完了し、現場導入済み。

■新技術の開発・導入の状況(H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
道路	「新道路技術会議」を活用した研究開発・産学官共同研究開発を推進					平成28年度以降	
	民間開発技術の公募・試行・評価を推進					平成27年度以降	
	点検・診断合理化のための研究開発等を推進					平成28年度以降	
河川	河道・堤防・コンクリートの効率的な点検・診断技術の開発と実用化及び長寿命化に資する技術開発				平成27年度中	平成28年度以降	
	水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募				平成26年度実施、平成27年度実施予定		平成28年度以降
ダム	効率的なダム堤体の健全度診断技術等の新技術の開発・活用の促進					平成27年度以降	
	水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募				平成26年度実施、平成27年度実施予定		平成28年度以降
砂防	効率的な維持管理等に資する新技術の実証(トータルコストの低減等)					平成27年度以降	
	砂防設備等の点検合理化のための研究開発を推進					平成27年度以降	
海岸	海岸保全施設等の点検合理化のための研究開発を推進	平成27年度中				平成28年度以降	
下水道	効率的な点検調査技術の実証(点検調査速度の向上、費用の低減)、導入促進					平成28年度以降	
	下水管路に起因する道路陥没の兆候検知技術、設備劣化診断技術等の実証、導入促進				平成27年度～28年度		平成29年度以降









(5)新技術の開発・導入②

■新技術の開発・導入の状況(H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
港湾	リプレイサブル棧橋技術(上部コンクリート床版の交換の簡易化)の導入促進	平成28年度以降					
	鉄筋コンクリート内の鉄筋腐食状況をセンサーにより感知する技術の導入促進	平成27年度以降					
	鋼材の内厚を計測するための超音波技術を用いた非接触式測定機の開発について、計測手法を確立				平成29年度	平成30年度以降	
	視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置(ROV等)の開発について、技術的課題の解決を目指す				平成29年度	平成30年度以降	
空港 (滑走路等 舗装)	維持管理の効率化のための技術として開発した空港舗装点検システムを、国管理の全空港に普及	平成27年度以降					
	舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として確立した熱赤外線カメラを国管理の全空港に普及	平成27年度以降					
	損傷の点検等手法の技術開発	平成27年度以降					
	施設整備及び更新の際にライフサイクルコスト等の検討を行った上で、維持管理に配慮した構造、工法を検討	平成27年度以降					
鉄道	軽量化された打音検査装置の導入等	平成27年度以降					
	高架構造物における常時モニタリング等の技術開発及び評価の実施	平成27年度以降					
航路標識	腐食劣化診断モニタリング技術について「劣化診断マニュアル」に基づく取組を推進し実証結果を評価				平成27年度中	平成28年度以降	
公営住宅 UR住宅	外壁診断技術等の点検・診断技術の開発 等				平成28年度中	平成29年度以降	
	「公的賃貸住宅長寿命化モデル事業」を通じ、先導性のある改修技術を導入しようとする取組を支援	平成27年度以降					
	改修のための技術等について、性能分野毎の課題、技術の概要及び工事の進め方等をまとめた「技術情報」、「個別技術シート集」を作成・公表し、普及を図る	平成27年度以降					

(5)新技術の開発・導入③

■新技術の開発・導入の状況(H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階と今後の予定					
		①ニーズ・シーズの把握	②研究・開発	③現場での実証	④実証結果の分析・評価	⑤現場導入	⑥普及
官庁施設	長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・普及を検討						
北海道	寒冷な自然環境下における凍害等による構造物の劣化に対応した技術開発等(劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など)				平成28年度以降		平成31年度以降
	寒冷な自然環境下における凍害と各種劣化による構造物の複合劣化等に対応した技術開発等(劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法など)				平成28年度以降		平成33年度以降
横断(モニタリング)	モニタリング技術の研究開発・導入				平成27年度以降		
横断(ロボット)	・「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」によるニーズとシーズのマッチング(重点分野の策定) ・「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国交省の施設等での現場検証・評価				平成26年度実施、平成27年度実施予定		平成28年度以降 (試行的導入)
	開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト)	※				※	
横断(維持管理支援サイト)	NETIS上に維持管理に係る技術を対象とした「維持管理支援サイト」を立ち上げ						
	現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価し、有用と判断された技術につき、「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進				平成28年度まで		平成29年度以降

※ 国土交通省の次世代インフラ用ロボットの現場検証等の取り組みと連携を図り研究開発を実施。

(6) 法令等の整備

- 法整備、点検整備を通じて、老朽化対策を支える各種制度の導入が完了。
- 今後も、必要となる法令や制度等について検討していく。

■法令等の整備状況(H27年3月末時点)

分野	内容	進捗段階		
		①法改正	②政省令改正	③制度等の通知・活用
道路	【道路法】 ・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定 ・健全度の判定区分を4つに区分			
	【道路整備特別措置法・高速道路機構法】 ・計画的な更新を行う枠組みの構築 ・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定			
河川	【河川法】 ・点検の規定の整備 ・技術基準の規定			
海岸	【海岸法】 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実			
港湾	【港湾法】 ・点検の規定の整備 等 ・港湾管理者による民有施設への報告徴収、立入検査等			

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申の概要

主旨

維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、**今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性、戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方**及び**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策**に関して、技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会（平成24年7月設置）において審議し、取りまとめたもの。

第1章 維持管理・更新の現状と課題

- 社会経済情勢とこれまでの取組
- 国土交通省所管施設の実態と課題
- これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の推移と課題
- 地方公共団体における維持管理・更新の実施状況に関する現状と課題
- 国土交通省所管の社会資本に関する維持管理・更新費の推計と課題
- 維持管理・更新に関する制度面、体制面での現状と課題

第2章 今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性

- ・国民の安全、社会経済活動を支えている社会資本の維持管理・更新の重要性
- ・社会資本の維持管理・更新に重点をおいた体制の構築
- ・幅広い分野に及び性質が異なる社会資本の条件を考慮した課題の検討
- ・国民と一体となった社会資本の維持管理への取組の実現

第3章 戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方

社会資本によって人々にもたらされる恩恵が次世代へも適切に継承されるよう、今後目指すべき**10の基本的な考え方**を整理

- 国の責務
- 国民の理解と協力の促進
- 社会資本としての役割を持続的に発揮させるための維持管理・更新
- 安全・安心を確保するための維持管理・更新
- 豊かな暮らし・環境や活力ある経済社会を実現するための維持管理・更新
- 維持管理・更新の重点化
- 機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新
- ストック全体を見渡した調査・診断、評価及び活用
- 技術開発の推進
- 分野横断的な連携、多様な担い手との連携

第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

現在直面している課題を克服するために**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策を提言**

2. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組

- 維持管理・更新への「戦略的メンテナンス思想」の導入
- 維持管理・更新をシステムチックに行うための業務プロセスの再構築
- 長期的視点に立った維持管理・更新計画の策定
- 維持管理・更新に係る予算確保
- 維持管理・更新に係る入札契約制度の改善
- 維持管理・更新に軸足を置いた組織・制度への転換
- 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

1. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組

- 全ての施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立
- 維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積とカルテの整備
- 施設の健全性等及びその対応方針の国民への公表と国民の理解と協力促進

3. 維持管理・更新の水準を高めるための取組

- 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発等
- 分野や組織を超えた連携と多様な主体との連携等
- 地方公共団体等への支援
- 地方公共団体等が円滑に維持管理・更新を行うための枠組みの提示

社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策 概要

3つのミッション

- ・国や地方公共団体等は、今後、「現場のための正確な情報の把握・蓄積」「国民の理解と支援を得るための情報の見える化」「メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化」の、社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションを推進
- ・特に重要な情報については、施設の点検が一巡する最初の5年間に、国・都道府県・市町村等の全ての施設管理者が協力し確実に施策を実施

ミッション1: 現場のための正確な情報の把握・蓄積

意義

- 科学的かつ合理的なメンテナンスの実施
- 施設管理者による主体的かつ積極的なメンテナンスの実施

- 留意事項
- ・職員の負担、費用の増加への対応
 - ・市町村等の人員不足への支援

①施設台帳等の確実な整備

- ・施設台帳等の整備・更新を確実に実施
- ・施設の点検結果、健全性の評価等の情報について施設台帳等に記録(標準書式の整備)

②点検結果等の記録の徹底

- ・点検結果等の正確な記録の徹底
- ・維持管理情報の充実・蓄積

③データ入力様式の標準化

- ・標準様式の作成など施設分野ごとにデータ入力の省力化・標準化を推進
- ・点検業者等による点検結果の入力等を推進

④社会資本情報の集約化・電子化

- ・維持管理に関する情報を集約しデータベースを作成、二次利用可能な形式で電子化

⑤社会資本情報プラットフォームの構築

- ・各分野のデータベースから必要な基本情報や維持管理情報を収集・集計整理し、横並びで閲覧・検索

ミッション2: 国民の理解と支援を得るための情報の見える化

国民

意義

- 社会資本の現状・課題等の周知、国民の支持・支援
- 健全性が著しく低い施設、対応措置等の情報提供、事故・災害リスクの低減
- 施設の転用・統廃合・除却、費用負担等への理解・協力
- 施設の適正利用の促進
- 施設点検等への自主参加の促進
- 行政の取組状況の確認、住民との信頼構築

留意事項

- ・テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報の選別
- ・情報セキュリティ対策

情報公開・理解促進

①施設の健全性等の集計情報の公表

- ・健全性等の現状を施設分野ごとに公表
- ・国・地方公共団体等別にわかりやすく公表
(点検実施率、健全性の評価別施設割合)
要対策老朽施設化リスト など
- ・学術団体等による評価の取り組みへの協力

②個別施設の点検結果等の公表

- ・施設名、所在地、建設年度 など
- ・点検実施年度(最新)、健全性の評価 など

③インフラメンテナンス情報ポータルサイトの開設

- ・国、地方公共団体等の様々な情報を公表
転用・統廃合・除却事例、劣化、崩落事例など

④地域住民との協働による点検等の実施

- ・地域住民等との協働による点検、美化活動等
- ・地域住民等からの提供情報の受取体制構築

ミッション3: メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

国・地方公共団体等

意義

- 国や地方公共団体等の施設管理者
- 維持管理レベルの確認(自己診断の実施)
- 目標設定、達成状況確認
- 職員等のスキルアップ
- 危機意識を促す
- 指導的役割を担う国や都道府県
- 点検状況等のモニタリング
- 市町村への助言・指導
- 戦略的マネジメントの推進
- 市町村支援への活用

留意事項

- ・記載方法等の統一化
- ・システム間の連携 など

メンテナンスの確実な実施

①施設情報の階層化

- ・国が全施設共有化すべき重要情報
- ・施設管理者が取得すべき情報

②進捗状況・管理指標の共有

- ・全国的な傾向・ベンチマーク分析

③最新の技術関連情報の共有

- ・技術開発の状況
- ・維持管理研修等の実施状況 など

④メンテナンスに関する会議の設置・活用

- ・施設管理者がデータ共有・進捗管理

⑤施設の設計・施工等の情報との連携

- ・新設時の情報との連携(CIMなど)

民間企業・大学等の研究機関

意義

- 効率的なメンテナンスの実現
- メンテナンス技術の高度化
- 民間主導による研究技術開発促進
- メンテナンス産業発展への貢献

研究・技術開発促進

⑥研究・技術開発と連携したデータの提供

- ・研究・技術開発に有用なデータ提供
- ・公開可能な情報のデータカタログを作成
- ・目的等の明確化、結果のフィードバック

⑦相談窓口の設置

- ・研究・技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置

- 留意事項
- ・データ流出への対応
 - ・損害賠償への対応 など

※情報の共有にあたっては「一般向け」「施設管理者向け」「研究者向け」などアクセス対象者を設定

施策の実現に向け併せて実施すべき事項

- ①国・都道府県等による市町村支援の実施
- ②取り組み状況等の見える化
- ③インフラメンテナンス国民会議(仮称)の設置
- ④インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設

社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進策 最初の5年間で確実に実施すべき施策

- ・点検が一巡し、全国レベルで施設の健全性が明らかになる最初の5年間で「**インフラ情報重点化5箇年**」と位置づける。
- ①国、都道府県、市町村等の全てのインフラの管理者が協力し、特に重要な項目について、全国的に情報の集約化を図る。
- ②健全性の低い施設については、補修・修繕など必要な対応を図るとともに、国民に対し情報の公表を進める。
- ③自ら管理する施設の維持管理レベルの確認など自己診断を行い、施設の老朽化対策を確実に実施する。

見える化での公表のイメージ

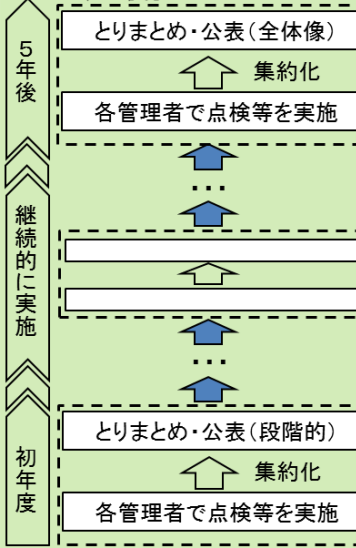
初年度から着手

継続的に実施

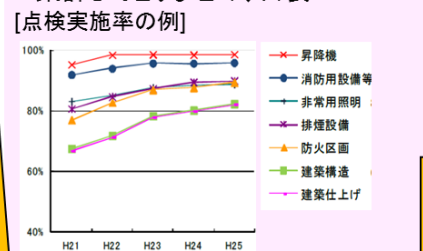
5年後には全体像が明らかとなる(毎年可能な範囲で実施)

国民向け

○施設の状況、点検実施状況、点検結果等を段階的にとりまとめ、公表。

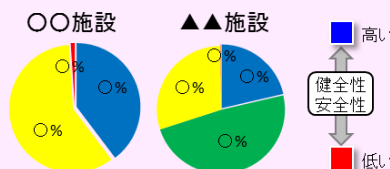


○施設の点検実施状況・点検結果を、集計してとりまとめ、公表
[点検実施率の例]



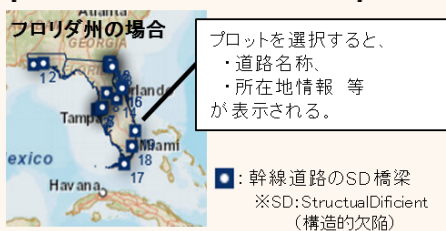
▲国家機関の建築物等の保全の現況(平成26年3月)

[施設毎の点検結果集計のイメージ]



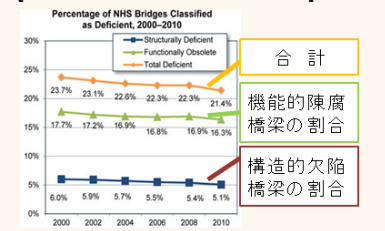
○健全性の低い施設等については地図上に表示等により公表

[健全性の低い施設の地図上表示例]



▲連邦交通省統計局HP <http://gis.rita.dot.gov/DBridges/>

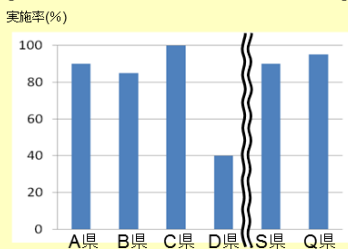
[欠陥橋梁数の割合を示した例]



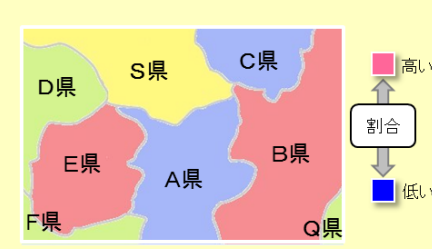
▲FHWA,HP <http://www.fhwa.dot.gov/policy/2013cpr/>

○管理者別で維持管理状況を明確化し公表

[管理者別の点検実施率のイメージ]



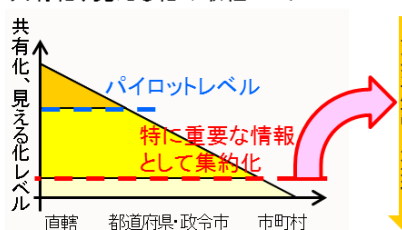
[健全性の低い施設割合の表示イメージ]



集約化を図る情報のイメージ

○施設の健全性等の分析を行うことを目的に、特に重要な項目について、施設の基本情報・健全性等の情報の集約化を図る

共有化、見える化の取組レベル



国・地公体等向け

施設分野(施設特性)に応じて集約化を図る情報を整理

共有化、見える化レベル	施設	基本情報	健全性等の情報
パイロットレベル	〔○○施設〕	施設名 ○○○ ...	管理者名 ○○県 ...
	〔▲▲施設〕	所在地 ○○県○○郡 ...	所在地 ○○県○○郡 ...
	〔...施設〕	健全性等の情報 点検実施年 ...	健全性等の情報 点検実施年 健全度評価 ...
対象施設を整理	〔○○施設〕	施設名 ○○○ ...	管理者名 ○○県 ...
	〔▲▲施設〕	所在地 ○○県○○郡 ...	所在地 ○○県○○郡 ...
	〔...施設〕	健全性等の情報 点検実施年 ...	健全性等の情報 点検実施年 健全度評価 ...

主旨

社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
 - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
- 社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
 - (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
 - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
 - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
 - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
 - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者に外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
 - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
 - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
 - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
 - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
 - ③ 登録にあたっての確認事項
 - ・団体の運営管理体制
 - ・資格付与試験等で求める技術的事項
 - ・資格取得後の更新規定
 - ・資格試験等の運営・審査体制
 - ・資格取得者の管理体制
 - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
 - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
 - ② 資格の運営状況を定期的に把握
 - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

6. 今後の更なる検討に向けて

- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して 概要

市町村が施設管理者としての責務を果たすための、持続的な維持管理体制の確立に向けて、国、都道府県等による市町村支援の今後の方向性と具体的施策をとりまとめ

【1. 市町村を取り巻く現状と課題】

(1) 市町村を取り巻く維持管理の現状

- 今後、高度成長期以降に整備された**社会資本が急速に老朽化**
- 法令・基準類の整備に伴う、**維持管理の責務の具体化・明確化**

(2) 的確な維持管理を実施する上での課題

- 市町村は**人員面、技術面、財政面での課題**が存在
- 一部市町村において**社会資本の管理責任を果たせないおそれ**が懸念

【2. 支援の基本的な考え方と検討の方向性】

(1) 支援の基本的な考え方

- ①市町村が施設管理者としての責務を果たすことができる**仕組みの構築**
- ②なお不足する部分について国、都道府県等が役割を踏まえ対応

(2) 検討の方向性

＜総力戦による支援体制構築＞

- ①人員、技術力に課題が多い**市町村の体制強化**
- ②国や都道府県等による**技術的支援**

※この方向性は、市町村の人員・技術力が課題となっている社会資本分野を想定しているが、それ以外の主体・分野にも参考となる。

人員・技術力・財政が不足している市町村の維持管理体制に知恵・人・技を緊急投入(持続的な維持管理体制を実現)

【3. 具体的施策】

(1) 市町村の体制強化

1) 共同処理体制の促進

- ・点検・診断、修繕工事等における**共同処理の取組の実施**と**全国での普及**

2) 技術者派遣の仕組みの構築

- ・保有資格、経験等を明らかにする**技術者登録制度**の検討
- ・民間企業等の技術レベル等をあらかじめ評価し、市町村による**民間企業等の選定に資する仕組みを検討**
- ・**技術者の活用に対する国からの経費の支援**を検討

3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用

- ・従来行政が担ってきた**事務の一部について、民間等の技術力を活用**
- ・点検・診断から補修・修繕までの**包括的委託等**を推進

(2) 国や都道府県等による技術的支援

1) 体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築

- ・市町村に対する技術的アドバイスについて、**対応する手順等のルール化**
- ・都道府県や所管団体、民間企業の活用等による**体制強化の仕組み構築**
- ・市町村に対して**技術的支援を実施する専門組織**の構築

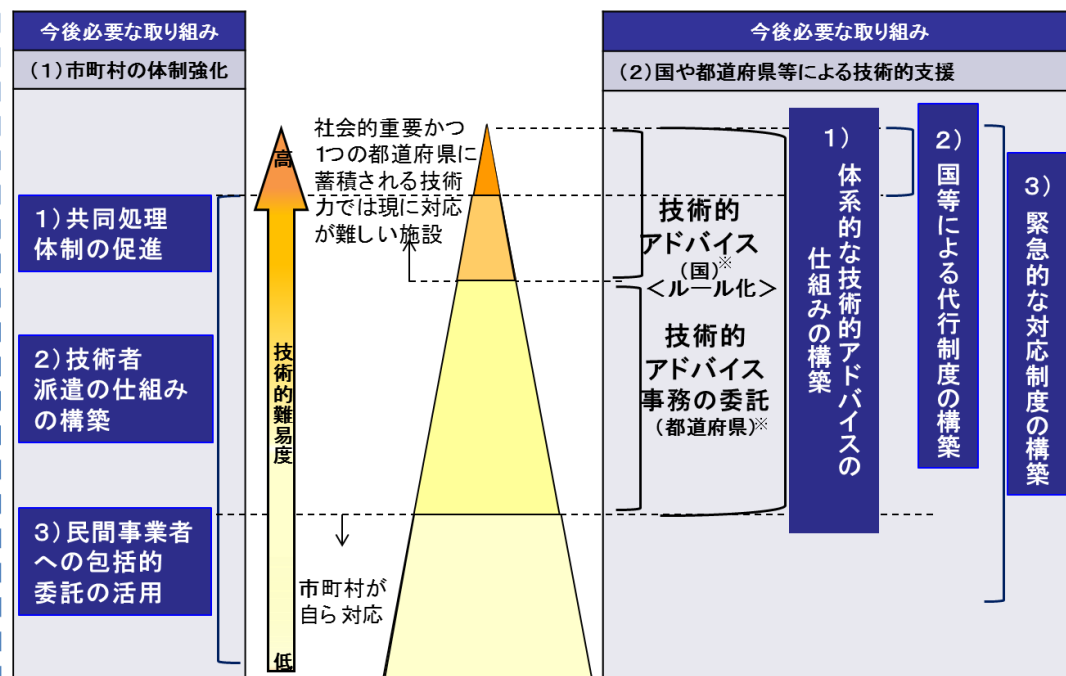
2) 点検・診断、補修・修繕に関する国等による代行制度の構築

- ・点検・診断から修繕設計・工事等まで一貫できる**代行制度の仕組み**を構築

3) 緊急的な対応制度の構築

- ・**緊急時に**、国が技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、**組織・財源措置等の必要な制度**を構築

＜国と都道府県の役割の考え方＞



※当該ピラミッドは道路や河川等、国が管理者として高度な技術や幅広い知見を有する分野を想定して作成。一方、下水道のように国が管理者としての立場を有しておらず、技術の階層に差がないことから、水平連携による体制整備が進んでいる施設分野もあり。